

○議長（茅沼隆文）

続いて一般質問を行います。

８番、和田繁雄議員、どうぞ。

○８番（和田繁雄）

こんにちは。８番議員、和田でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。「開成町の防災対策について」、これ特に富士山の噴火ということに焦点を当てまして。

１７０７年の宝永の大噴火から、およそ３００年を経過しております。非常に危険な状態にあることは周知のとおりです。復興に１００年かかったと言われる宝永大噴火から歴史の教訓を学び、現代の科学技術を駆使し被害の最小化を図る具体的対策立案、この必要性は全ての人が共有しているものと思っております。ひとたび起これば大参事となるであろう事態に対し、広域連携を前提とした町の現在の取り組み及び今後の具体的方針について伺いたいと思います。

伺いたい内容、ここに８項目ございますが、１番目、被害想定はなされているか。これ、今までと違う災害であるという認識が不可欠というふうに副題を入れさせていただいております。被害想定から来る広域連携の基本方針。これによって他自治体の範囲、国への要望等、これを副題で入れさせていただきました。３番目、広域連携における開成町の役割をどのように考えているのか。４番目、火山、歴史、土木、建築、地理、衛生、交通等、この専門家は開成町にも多数いらっしゃるというふうに認識しておりますが、この方々の知見を結集する仕組み、これを考えていらっしゃるのか。以下、災害時要援護者の対象範囲、支援方法についての見直し、避難の長期化へ備えての町民への支援体制、各対策の時間軸への落とし込み、町民の危機意識をどのように高めていくのか。特に、ここでは自助、共助、公助、この辺がなかなか明確になっていないというふうに認識しておりますので、町のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、和田議員のご質問にお答えします。

まず初めに、議員の質問の中に、富士山は１７０７年の宝永大噴火からおよそ３００年を経過し、非常に危険な状態にあることは周知のとおりというふうに言われましたけれども、気象庁は活火山の中で常に監視を続けておりますが、現在は比較的安定しているというような状況で今、私どもは認識をしておりますので、その辺の見解の違いがあるかもわかりませんが、そのような中で答えさせていただきます。

また、火山災害は災害の性質上、町単独では対処することが困難なことが予想されるため、国、県、自衛隊、消防、警察関係等、緊密に連絡を図り、町民の皆さんの安全確保、負傷者救助を重視し対策を想定しておるということであります。

では、一つ目の質問、被害想定はされているかについてお答えします。

神奈川県、山梨県、静岡県の3県合同で、富士山噴火等の共通する災害への対策に連携して取り組むための災害対策山静神連絡会議を設置しております。富士山噴火に関する被害想定については、災害対策山静神連絡会議が平成26年10月に富士山火山防災マップを作成し、溶岩流、噴石、火砕流の影響や火山灰の降灰範囲等について想定をしております。今後、神奈川県安全防災局を中心にワーキンググループごとに検討を行ってまいります。その内容は、降灰対策の道路の除灰、火山灰処理、応急復旧対策に係る救出救助、普及啓発についてワーキンググループで検討することとしております。

二つ目の質問、被害想定から来る広域連携の基本方針についてお答えします。

神奈川県、山梨県、静岡県の3県で構成する災害対策山静神連絡会議を中心に、構成各市・町・村、さらには近隣都道府県等と連携をして、国に対し富士山噴火に関する対策について要望・要請活動等を行ってまいります。

三つ目の広域連携における開成町の役割について。

富士山を中心とした神奈川県、山梨県、静岡県の3県内の38市・町・村で構成する富士箱根伊豆交流圏ネットワーク会議の一員として、県、他市町村と連携し課題の解決に取り組むを行います。また、神奈川県西部広域行政協議会に地域防災検討部会が設置をされております。これを積極的に活用し、具体的にできることを進められるよう働きかけを行います。

四つ目の火山、歴史、土木、建築、地理、衛生、交通等の専門家の知見を結集する仕組みについて、お答えします。

現在、箱根山の噴火活動については、箱根町、気象庁、神奈川県温泉地学研究所、神奈川県安全防災局、神奈川県小田原土木センター、神奈川県警察などで構成する箱根火山防災協議会と内閣府及び国土交通省などが連携をし、防災対策を図っております。富士山の噴火に際しては、神奈川県、山梨県、静岡県の3県をはじめ国の各関係機関等、各種機関が連携し、さらに大規模な対策を講ずる必要があると考えております。広域で取り組むことが重要であり効率的であるので、特に足柄地域及び県西地域の各関係機関との情報共有等が重要と考えます。知見の結集については、国、県が中心に行っていくものと考えております。

五つ目の災害時要援護者の対象範囲、支援方法についての見直しについて、お答えします。

開成町では、平成18年より災害時要援護者対策について取り組んでおります。この取り組みについては、自治会、民生委員・児童委員協議会、町の4者が協働し取り組んでおります。平成23年の東日本大震災を契機に、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインも平成25年8月に大幅な見直しがなされたところであります。改正法では、要配慮者のうち、災害が発生した場合、特に支援を要する者の把握に努めるため、基礎となる名簿を作成しなければならないとされました。このうち、登録していただいた名簿登録者

を要援護者と呼びます。

開成町では今年度より要配慮者の対象範囲を拡大し、従来どおりの高齢者や障害者に加え、妊娠中の方や3歳未満、外国籍の方を加えた登録制度の見直しを実施いたしました。災害時の要援護者支援体制については、要援護者が避難に際し、1人で安全に避難できない場合は各自治会のご協力により支援者を選定していただいております。また、平成26年度に福祉避難所の協定を2カ所、高台病院、地域密着型介護老人福祉施設メゾン開成と締結をいたしました。

六つ目の質問、避難の長期化に備えた町民への支援体制についてお答えします。

火山災害は、災害の性質上、町単独での対応、同一の被害を受けている県西地域内で対処することが困難なことが予想されるため、県・国等関係機関と緊密に連絡を図り、県による県外への応援の要請などによって町民の皆さんの支援体制を充実・強化してまいります。

次の各対策の時間軸への落とし込みについて、お答えします。

噴火直後の災害対応は、町内の頑固な建物への避難行動をとっていただきます。広域的な避難は、町外への一時避難を実施いたします。長期を要することは、ライフラインの復旧、火山灰の処理等が考えられます。復興に向けては、生活支援の相談、相談窓口の開設、町内への帰還対策等が考えられます。

最後の町民の危機意識をどのように高めていくかについて。

町民の皆さんへの富士山噴火等火山災害に関する啓発・周知については、富士山火山防災マップ等、広報媒体による周知を実施し、町防災講座等において富士山火山に関する研修会を実施してまいります。昨年10月19日には、上島、河原町の自治会の参加協力を得て、3県合同による富士山火山合同防災訓練を実施いたしました。町の防災訓練において、減災に向けた地域防災力の向上のため、自助、共助、連携をキーワードに訓練を実施しております。現在の訓練をベースに、危機管理意識を高めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ありがとうございます。

冒頭、町長のほうから、富士山は今、非常に安定していると、こういう非常に、ある意味で気になる言葉があつて。専門家はいろいろ言っております。何もないかもしれない。でも、明日、起きるかもしれない。こういう状況の中で、まず町長自身がこの状態をどう捉えていらっしゃるのか、危機意識はどういう程度まで持たれているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今、言われたのは、和田議員が富士山が噴火するのがもう周知の事実ではないかというふうな、最初の質問の中にありましたので、そうではなくて、私個人より、まず気象庁がどのように富士山というものを捉えているかということを説明をさせていただいたということで。やはり箱根山がああいう状態にある以上は、富士山がいつ噴火してもおかしくないという状況の中で、今後、対策をきちんととっていくというのは認識をしているつもりであります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

ありがとうございます。危機意識の共有はできているということで進めさせていただきたいと思いますが。

ほとんど、これ何百年も起きない災害事象、これに対する対処を具体的に考えろ、大変難しい側面がある、これは私も承知しております。最初にお伺いしたいのは、こういう危機管理の対応の体制、危機管理担当がいらっしゃるんですが、どの人数くらい、まずいらっしゃるのか、そこをお伺いしたいと思うのですが。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

危機管理の人数ということでよろしいでしょうか。具体的には、危機管理担当の部署において、まず私以下、防災専門員２名と、あとは職員３名です。富士山について常に警戒しているということとはとれませんので、通常は水害が多いので、我々は水害の警報が出ると、まず役場に駆けつけてというようなことで、まず課長以下３名が待機するというような体制で進めています。ただし、富士山の火山に対しての体制はということで、職員の人数からいうと５人ということになるかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

ありがとうございます。先ほど、午前中、山田議員、午後から湯川議員、いろいろ災害に対するご質問がありましたけれども、いろいろな日常に起こる災害、これに加えて、富士山、まず起きないだろうという声もありますし、明日、起きるかもしれない。先ほど申し上げたとおりですが、ここへの対応は、非常に今の体制、検討する、これは難しいだろうと考えるのですが。難しいだろうからといって、では終わりにするかということではなくて、いろいろな問題意識を持たれている開成町の研究者の方々、それから技術を持たれている方、いろいろな方がいらっしゃいますので、この問題は、行政だけ、議会だけ、こういうレベルでの話ではなくて、町全体で考えるべき話だと思います。そういう意味で、後ほどまたお尋ねしたいと

と思いますが、知見の結集、これを集めて防災計画に反映するというお考えはあり得るのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

提案としては、素晴らしいご提案だと思います。我々は、私が今、危機管理担当でやらせていただいていますけれども、その職員だけではどうにもならない。町の職員も、いろいろな仕事をやっている中で、防災訓練には全員参加で取り組みを行ったところですが、その中においても特別な知見を持った職員が何名いるかという、そこは特に把握ができていないというようなことでございます。できれば民間のそういう専門家が集まった中で、そういう提案をしていただければありがたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ぜひ、この検討会、進めたいと思っているのですが、そうすると、次の問題は、どういうスケジュールでやるかと。これ、いつ必要なのかということは誰も答えられません。ただ、できるだけ早く考えるにこしたことはないだろうと。ただ、事が起きると重大になるので、早く、できることはやっていくという町長の答弁にもありましたとおり、できることは、できるだけ早く、できないことに関しては、どういう対応方針でやるのだというのを明確にしたいと思っていますが、防災のマスタープランではないですが、その辺の区分け、これをいつごろまでにやるかという何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

我々の防災の中でもととなるのが、いわゆる地域防災計画になろうかと思います。これは、何年に一回改定するというようなスパンは決まってございません。それが今回は東日本大震災のことがきっかけで国、県が見直したために、当然、町の中身も変わってくるというようなことから、この計画は見直したということでございます。しかしながら、具体的に、では富士山云々というところ、そこが書いてあるかという、特に、午前中の質問にもありましたとおり、特殊災害云々というところはページ数にしても大して扱っていないというようなことが現状でございます。

具体的に申しますと、箱根が今こういう現状で、箱根町を中心に今後どういうふうにしたらいいかというような計画を8月いっぱいにつくりました。こういうことが、近隣の市町も当然、参考になるのではないかと思います。ただし、これをいつまでにつくろうというようなことは、現状では計画がないというようなことです。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

急に質問してもスケジュールは答えられない、よくわかります。ただ、どういう形で進めるか。これ、最終的には計画をつくる、これが目的ではなくて、それをどう実行していくのか、ここが一番重要だと思いますので。スケジュール感、例えば年内、この辺でどこまで打ち合わせするか、そういうものを逆にどこかの時点でいただければ、それにあわせてきちんと体制をつくった上で検討を始めるというふうなこともできるかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

地域防災計画は一応、法定計画ですけれども、改定の時期という部分が決まっていはいないというのはお話をさせていただいたのですけれども。今、議員のご質問では、いや、次、いつ打ち合わせするのよというふうなご質問ですけれども、先ほどのやりとりの中で、では、誰と打ち合わせするのとか、どういうことかというのは、やりとりはしていないと思うのです。ちょっと、そのご質問には、お答えしかねるかなと思うのですけれども。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

おっしゃるとおりですね。これ、実は、先ほどちょっと申し上げたとおり、富士山の噴火に対する危機感、これを共有した人が今、勉強会を始めて、具体的に何をするかということを検討しております。この方々の基本的な報告、これのスケジュールも含めまして、どういう形で行政のほうにそこのリーダーシップをとっていただくか。我々が多分できるということについては、現状の研究、それに対して何が必要なのか、この辺だと思いますので、例えば、国への要望、県への要望、それについては行政がどうしてもタッチしていただかなければいけないというところで。最初に、そのメンバーを我々は想定しておるのですが、行政のほうでは危機管理担当ということになるのかどうかという質問です。

○議長（茅沼隆文）

状況はわかりますか。町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

お答えさせていただきますけれども、おっしゃることはわかりますけれども、今、お話しされていることは、先ほども申し上げましたとおり、地域防災計画の中で、午前中、山田議員の質問にもありました特殊災害という部門がございまして、その章があります。そこについては、先ほど課長が申し上げましたとおり、前回の改定の時期では余り突っ込んだ計画になっていないと。そこを見直す必要があるのか

なというご回答をさせていただいたと思いますけれども、それについては、今、議員がおっしゃられたような、開成町でも非常に知見を有している団体の方がいらっしゃるということですから、そういった意見は当然取り入れていくよということですから、すけれども。

今、ご質問されている部分については、はっきり申し上げますと非常に事務的な話かと思しますので、この場で、では、危機管理担当は担当ですけれども、誰が、いつ、どこで、どういった方々と打ち合わせをしましょうか、どういうところまで盛り込みましょうかというのはちょっとお答えしかねると思しますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

そのとおりだと思います。私のお伺いしたいのは、そういうものを意見交換する場、この設定をするのかと。例えば、来年やりましょうというのは計画ではないと思いますから、その辺について、また別途、事務的なお話だというご指摘もありますので、それをいただいて、では、どうしようかと。ただ、これ、今のお話ですと、私の認識、これが間違っていないかどうかだけ確認をさせていただきます。前向きに、これは捉えていただけるものかどうか、それとも行政としては、いいよ、俺たち行政でやるよと、こういうふうに言われるのか、そこだけはきちんとお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今、和田議員からの提案が少しわからない部分があるのですが、任意団体で、そういう研究をされている知見を持った人たちが集まってグループをつくって富士山の噴火についての調査研究をしている団体があるという認識で聞いてもいいということですか。その辺がちょっとわからなかったのも、我々としても。それは、もちろん、そういうそれぞれの知識を持った人がやっていただけることに対して、また調査研究で、こういうのは町としてどうだろうか、国に対してとか県に対して要望してもらえないかという。研究の結果、それが開成町の役に立つ部分があれば、当然、話を聞かせていただいて、それを取り入れてやっていくというのはやぶさかではないと思っています。

この問題は大きくて、国、県をはじめ今は３県、山梨、神奈川、静岡が合同で、富士山の噴火について、協働というか、どのようにこれから対策をやっていくか、また訓練をやっていくかを含めて、いろいろなことを協議していただいていると思っています。その中で、では、開成町においてはどうかという。過去の歴史、これも、地元の人の富士山と酒匂川ですか、その中でいろいろ調査をしていただいて、私もそれを読ませていただいて、やはり一番大きなのは、火山灰をどうするか

というのが一番大きな問題ですね。噴火したときは、溶岩流はこちらに流れない、想定はそんなことないのですけれども、そういう可能性の中で済んでいますので、火山灰をどうするかと。

噴火した瞬間より、その何日間か後の対応が一番大事になってくるという過去の歴史がありますので、その辺は開成町としても考えなくてはいけないし、開成町だけでできなければ県に対して、国に対して、どういうふうな要望、また活動をやっていくかというのは、やはり皆さん方のご意見をいただければありがたいので。町だけができる問題ではありませんので、そういう意味で、皆さん方が研究した成果を、また町に提案いただければ、そういう場の設定は十分、私どももしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

ありがとうございます。皆さんの知恵を集めて町民の命を守るということを進めていければというふうに思っております。

それに関連して、先ほどから洪水の問題、それと午前中の山田議員の質問にも絡むのですが、酒匂川、これ２級河川ということになっておりますが、静岡県、それから神奈川県。私の調べる限り、県がまたがって２級河川であるというのは三つしかない。その中の１個が酒匂川だと。これが、なぜ神奈川県の管理、２級河川になっているのか、この辺について開成町はどう捉えているのか。何も考えていないよということであれば、それはそれで構いませんので、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

大変申しわけございませんが、その辺について、経緯等については認識しておりません。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

午前中から、山田議員からもいろいろご質問がありましたけれども、三つほど感じているのは、危機感、先ほど確認はさせていただきましたが、危機感の共有ということは、これはできたというふうに思っております。二つ目の開成町としての計画はどうなっているのだと、この質問に関しては、残念ながら県との共同検討、ほかの市町村との協議会、こういうお話に終始をされていて、開成町の防災計画、これが一向に見えないのですが。その辺、スケジュール的に最終的な答えをいただいていないのですが、開成町としてどうするのだというのをいつごろまでにまとめられるのか、これについて、もしお答えがあればいただきたいと思いますと思うのですが。



○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

非常にざっくりとしたというか、ちょっと表現が俗っぽいですがけれども、ご質問かなと思いますけれども、ご存じのとおり、地域防災計画の中では、一番には地震災害等について計画等で盛り込んでございますし、次に風水害です。先ほど申し上げましたけれども、自然災害ですとかパンデミックみたいな状況のパニック状態、そういった部分については特殊災害という形で規定しますけれども、そういう意味でいえば、これまでは確かに地震災害ですとか風水害災害という部分については、防災訓練もそうですけれども、非常に、そこにばかりという言い方も変ですがけれども、注目をして訓練なり計画をつくってきたのですが、近年、言われているように火山ですとか、そういったものがクローズアップされてきて、どうなっているのだというようなご質問かと思えますけれども。

ただ、これは言いわけというわけではなくて、例えば、富士山噴火のハザードマップ検討委員会、国がつくっていますけれども、こういった指摘の中でも、今、議題になっている、開成町からすれば富士山が基本的には一番の火山ですから、どうなるのといった場合には、開成町の場合には、重々議員もご存じのとおり、宝永火山の過去の経験があるのですけれども、降灰地域ということで。

逆に言うと、どういうことかということ、火山の噴火そのもの自体で人命が危ぶまれるという災害地域ではないというふうにも言われています。降灰によって被害を受けるというような形です。降灰というのは、宝永噴火のときが最大級と今は想定していますけれども、大体、この辺で50センチほど積もったと。この辺で50センチ積もるということは、高層風ですよね、偏西風等によって乗ってきたものであるから、想定は南関東一円に積もるだろうと。そういった場合に、果たして、そういう状況の中で開成町1町としてどうするのかということを考えていかななくては行けないのかなと。

つまり、大井町ですとか松田町さんとかといっても同じ状況ですし、ひいては南関東一帯ですから、横浜、川崎のほう、当然、風の向きで東になりますけれども、そちら側にしても同じ状況だということになると、そういう状況を想定した中でいけば、1町で何ができるかというのは非常に限られてしまうと。例えば、午前中に山田議員の質問にありました灰で限って言えば、土木車両というのですか、そういったもの、ロードスweeperとかという清掃するような部分が主体になると言われていますけれども、それが1日だけでも33台必要と。降る量にもよりますけれども。到底、そんな数、ないのですよね、この地域。開成町は、もちろんそうですけれども。

だから、要は、国の報告でいっても、それはもう全国規模でそういう車両を集めない間に合わないだろうという状況ですから。ですから、何が言いたいかというと、そういうことを考えた中で1町として何をしていくかという部分かなと思いま

すので、これは今後も検討していかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

ありがとうございます。先ほどから申し上げておおり、開成町で全てできるということはあり得ないと、これは、まさに、おっしゃるとおりです。私の申し上げているのは、開成町の基本計画があつて、これは開成町だけではできないという項目の区分、これが要るのではないですかと。多分、山田議員の質問もそういうことだと思います。開成町でできることは自分でやると。開成町で町民が自分でやるということに関する洗い出し、そこに対する支援、これをまずきちんと整理をしないと、国に何を要望するのだと。

３８市町村で協議会をつくっているというお話をされておりましたけれども、３８市町村で具体的に何をやるか、決まるはずがないと。大体、国から、県から、こういうふうにするよというのをもらって、それをもらってくるだけと。基本的には、それぞれの市町村で、お互いが何をできるかによってお互いの助け合い、これができると思いますから。例えば、ここで言う山北、山合いを含んでいます。山崩れの可能性がある。開成町は平たんです。ここに、やはり人、山北の人が例えば避難するとか、こういう具体的な計画をきちんとお互いの協定として決める必要があるのかなというふうに思っておりますので、その部分について区分け。開成町でできることは何で、国、県にお願いしないといけないことは何かという区分け。できているのであれば、それをお伺いしたいし、できていないのだったら、それはそれで、これからの作業として考えていけばいい話なので、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

繰り返し申し上げますけれども、出所は国の富士山火山ハザードマップ検討委員会という中での示したものがあつたわけですが、その中に東京都も入っています。都、県、市町村が一応やるべきこととか、いう中では、議員は、例えば山北町さんのものを開成町さんに受け入れてとか、例えばですね、そういう役割分担があるのではないかなというような部分ですけれども、確かに、言われることはそうなのですけれども、想定定義が、多分、認識が違われているかと思うのですけれども。

国が言われているのは、先ほど申しましたとおり、宝永火山の部分があつた場合、南関東一円に大量の降灰があるケースということで、この部分とすれば大体１４０万人が人命ではなくて影響があるだろうと。そこで市町村の役割という部分は、避難範囲、いわゆる避難所の強度ですね、木造以外のようなところ、を確認して避難所を指定するというようなことをなさいますよと。なさいますというか、したほうが

いいのではないですかというような部分ですし、また、降灰後の巡回による安全点検をするというのを地域防災計画に位置づけましょうと。これ、降灰とは言っていないけれども、安全点検というのは地域防災計画には具体的に位置づけてございます。町の場合ですね。

そのほか、県と市町村は極めて大量の救援物資が必要になるので、物資の輸送計画、これはつくりなさいよ、つくったほうがいいですよという部分がございます。これは、県と市町村が協力してやれと、やったほうが望ましいと。そのほか、先ほど申しました輸送路を確保するには、車両を排除する。これは全国規模で調達する必要があるので、国が全国協力体制を確立することを早急にやってくださいというような。

いわゆる、そういった形での示しがございますから、はっきり言って、できているものもあれば、あるいは応用して。地震災害、風水害災害からも応用できるものは当然あるわけで、それはできていると言っていいのでしょうけれども、火山が噴火して灰が何センチ積もったらどうするのだというところまで特化したものは、さすがにつくっていませんので、これはつくる必要があると思いますので、これから検討していきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

多分、これ、いろいろお話を始めると1時間、これで済むような話ではないと思います。ただ、確認できたのは、この問題に対する問題意識があって、先に進められるのだったら進めるということは理解をお互いにできたと思いますので、この辺で今後早急にいろいろな議論をした上で、詳細な部分で決められるところは一緒に決めさせていただきたいというふうに思っております。

ちょっと細かいところの質問で恐縮ですが、先ほど湯川議員からもお話が出たのでしょうか、要援護者の問題。これ、実は、町で出されている指針というのですか、こういう方に手を挙げてもらって支援者は誰かと、こういうふうなところを出しなさいと。私も自治会長のときに、こんなものでは使い物にならないというふうに思いまして、その援護が必要な方ごとにカルテを一人一人つくったのですが。この方は歩けるのか歩けないのか、そこから始まって、どういう出口があるのか、何かあったときには、どこから助けるのか。一応、写真も撮ったのですが。

問題は、この方が避難を終えた後、避難所でどういうふうなケアが必要なのか。例えば、薬を飲んでいいのか飲んでいないのか、1人で歩けるのか歩けないのか。こういうふうなお一人ごとのカルテをつくったのですが、こういうものをつくる、ほかの自治会にも広げて。これ、自治会の判断だよと言われれば、そうかもしれませんが、本当に一人一人を助けるのだということをお考えであれば、そこまで踏み込む必要があると思いますので、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今、和田議員さんのほうから対象カルテというお話がございました。現在は、そこまで、うちのほうではお話はしてございませんけれども、登録制度ということで登録してくださいという、中身はないのですけれども、登録してくださいというところで終わっているところが現実でございます。今、お話がございましたので、先ほど言った民生委員さんとか自治会長さんとかの会議、社協なのですけれども、4者でそういう会議を持っていますので、また、その辺をお話しさせていただいて、大変有効なお話だと思いますので、その辺、お話しさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ありがとうございます。ぜひ、これも前向きに検討していただければと思います。

それと、要援護者に関して、先ほど、どなたかの答弁の中で、支援者が要援護者を必要な避難所にお連れする支援をするというふうに言われておりましたけれども、これは現実には不可能です。支援者が1人だけを見ている、これであれば何かできる可能性はありますけれども、実際には3人、4人、こういう登録になっております。3人、4人、これが、もし支援者として登録されているのであれば、絶対に1人の人でも助けることはできないだろうというふうに思いますので。

ここは何番目でしょうか、5番目なのですが、支援方法について、余りにも自治会に頼った支援ということになり過ぎていないかなと思っていますので、これは何か区分がもしできるのであれば、行政のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思います。行政はここまでやるけれども自治会にはこういうことをお願いしたい、私も4年やりましたけれども、そういう行政との話は実はしたことないものですから、ちょっとこの機会に基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

今、実際は支援者が何人も要介護者を登録しているというような状況で、まさに支援者がたどり着けないと何もできないというような状況になるというご心配かと思っています。また、自治会、自主防災会の中で、ある程度、お任せみたいな部分があるよというようなことのご指摘だと思います。

先ほど福祉課長が述べましたとおり、今のようなご指摘、具体的に支援者が動けなかったら移動ができないではないかというような指摘があったというようなこと

を、有効な会議としては社協と民生委員と町とというところで自治会も交えて４者会議というのを開いていますので、そちらで検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

大変ありがとうございます。今日、質問させていただいた項目、やはり危機意識の共有、これはできていると思いますので、あとは、どういう形で。無理をすることは絶対に禁物だと思いますので、できる範囲からどうやっていくか、この辺を決めさせていただきたいというふうに思います。それも、できればスケジュールを入れて、山田議員も午前中、大分言われていましたけれども、誰が、いつ、何をやるのだということまで決めて、お互いの約束の中でできればというふうに思っております。

ありがとうございました。時間は大分早いですが、私の質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

本日の一般質問はここまでとして、９月７日（月）に、引き続き９番、井上三史議員、７番、下山千津子議員、４番、前田せつよ議員、１０番、星野洋一議員の一般質問を行います。

本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後４時２６分 散会